

令和 2 年第 6 回嘉麻市農業委員会総会議事録

| | | | | | | |
|----------------------|--|-------|-------|----------|-------|----|
| 招集年月日 | 令和 2 年 6 月 10 日 | | | | | |
| 招集の場所 | 嘉麻市役所 本庁舎 5A 会議室 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣言 | 開会 令和 2 年 6 月 10 日 14 時 30 分 | 開会宣言 | 岡本喜久生 | | | |
| | 閉会 令和 2 年 6 月 10 日 15 時 45 分 | 閉会宣言 | 岡本喜久生 | | | |
| 付議案件 | ① 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ② 議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について ③ 議案第 19 号 農用地利用集積計画（案）の決定について ④ 議案第 20 号 平成 31 年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について ⑤ 議案第 21 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について ⑥ 議案第 22 号 農用地利用集積計画（案）の決定に係る訂正について ⑦ 通知第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について | | | | | |
| 出席及び欠席 | 出席 15 名 | | | 欠席 0 名 | | |
| 議事録署名委員 | 3 番 | 嶋田 尋美 | 4 番 | 辻田 茂 | | |
| 職務の為委員会に 出席した者の氏名 | 事務局長 | 井桁 徹典 | 局長補佐 | 永水 史朗 | | |
| | | | | | | |
| 農業委員 出席状況 | 議席 番号 | 氏名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏名 | 出欠 |
| | 1 | 縄田 緑 | ○ | 9 | 縄田 秀史 | ○ |
| | 2 | 萩尾 邦広 | ○ | 10 | 山口 義文 | ○ |
| | 3 | 嶋田 尋美 | ○ | 11 | 品原 勇二 | ○ |
| | 4 | 辻田 茂 | ○ | 12 | 山田 恵子 | ○ |
| | 5 | 縄田 精二 | ○ | 13 | 浅田 信 | ○ |
| | 6 | 日高 寛司 | ○ | 14 | 岡本喜久生 | ○ |
| | 7 | 田中 久 | ○ | 15 | 小山 修 | ○ |
| | 8 | 梶原 徳幸 | ○ | | | |

| | | | | | | |
|-------------------------|---------|-------|----|------|----|----|
| 農地利用最適化 推進委員 出席状況 | 担当地区 | 氏名 | 出欠 | 担当地区 | 氏名 | 出欠 |
| | 貞月 | 中島 嘉喜 | ○ | | | |
| | 嘉穂才田 | 日高 平和 | ○ | | | |
| | 大隈町・上西郷 | 有田 伸志 | ○ | | | |
| | 山野 | 藤春 崇 | ○ | | | |
| | 芥田 | 藤島 進 | ○ | | | |

第6回嘉麻市農業委員会総会（令和2年6月10日）

- 事務局長補佐 それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。
会議を始めるにあたりまして、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモード
でお願いいたします。本日の出欠状況をご報告させていただきます。在任委員15名
全員出席でありますので、会議規則第6条に従い本総会は成立しておりますこと
をご報告いたします。
- 【配布資料の確認】
- なお、農地法第4条・第5条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書
につきましては、報告事項（3）として議題に追加させていただきます。
- 開会に先立ちまして事務局からご連絡いたします。
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、窓開け及び席を離しての会議とさせてい
ただきます。また、農業委員会憲章の朗読についても引き続き中止させていただきます
。また、事務局の説明も簡潔に行わせていただきます。委員の皆さまのご理解とご
協力をお願いいたします。
それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。
- 副会長 只今より、令和2年第6回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
- 事務局長補佐 会長挨拶をお願いいたします。
- 会長 【会長挨拶】
- 事務局長補佐 それでは、会長より議事進行をお願いいたします。
- 議長 本日の議事録の署名の委員について、会議規則第14条により議長が指名すること
にご異議ございませんか。
- 会場 【異議なしの声】
- 議長 議事録署名委員に3番の嶋田委員と4番の辻田委員にお願いします。
それでは、審議に入ります。議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請につ
いてを議題といたします。審議表番号1番について、事務局より説明をお願いいたし
ます。
- 事務局長補佐 それでは1ページをお願いいたします。
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和2年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

| | |
|--------|--|
| 事務局長補佐 | <p>農地法第3条関係審議表番号 1</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇〇 〇〇〇番地〇 地目：田 地積：895m²</p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇 73歳</p> <p>申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 79歳</p> <p>譲受人耕作地自作地：5,129 m² 借入地：なし 計 5,129 m² 貸付地：なし 申請事由：規模拡大</p> <p>譲渡人耕作地自作地：895 m² 借入地：なし 計 895 m² 貸付地：なし 申請事由：離農</p> <p>権利内容：所有権移転贈与</p> <p>嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m²をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>続いて、地区担当：中島推進委員より説明をお願いいたします。</p> |
| 中島推進委員 | <p>〇〇〇氏から話しを聞きました。〇〇氏から夫が亡くなって一人になり農地の管理が困難になったため、農地を引き受けてもらえないかと相談があり、取得することになりましたと話されました。特に問題はないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。</p> <p>審議表番号 1 番について、質問はございませんでしょうか。</p> |
| 会 場 | <p>【なしの声】</p> |
| 議 長 | <p>それでは採決に入ります。審議表番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。</p> |
| 会 場 | <p>【全員挙手】</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議表番号 2 番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局長補佐 | <p>5 ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第3条関係審議表番号 2</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇〇〇字〇〇 〇〇〇〇番地 地目：畑 地積：1,814 m²</p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 64歳</p> <p>申請人譲渡人：〇〇市〇〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 54歳</p> <p>譲受人耕作地自作地：6,794 m² 借入地：なし 計：6,794 m² 貸付地：なし 申請事由：規模拡大</p> |

| | |
|--------|--|
| 事務局長補佐 | 譲渡人耕作地自作地：10,731 m ² 借入地：なし 計：10,731 m ² 貸付地：10,811 m ² 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転売買 |
| | 嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m ² をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。 |
| 議 長 | 続いて、地区担当：日高推進委員に説明をお願いいたします。 |
| 日高推進委員 | 2週間くらい前に〇〇氏が来られて説明を受けました。現地に行ってみましたが、木が茂っており、現地の様子ははっきり確認できませんでした。昨日、地元の水利関係者から連絡があり、畑の中に水路が通っており山の中に水を送っているので、水路の補修が必要な時に立ち入りをさせてもらえるか確認してほしいと言われました。〇〇氏と話しをするため、自宅や名刺をもらっていたので会社にも電話しましたが出られませんでした。自宅にも行ってみましたが、留守でしたので、まだ、連絡が取れていない状況です。私としては、水路の話了解して頂いたうえで買っていただきたいと思ひますので、今回の決定は保留にしたいと思ひます。 |
| 議 長 | 事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議表番号2番について、質問はございませんでしょうか。 |
| 会 場 | 【なしの声】 |
| 議 長 | それでは、採決に入ります。審議表番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。 |
| 萩尾委員 | 保留にするかどうかで決を採るべきではないでしょうか。 |
| 議 長 | 分かりました。審議表番号2番について、保留にすることに賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。 |
| 会 場 | 【全員挙手】 |
| 議 長 | 賛成多数であります。よって、本案は保留（継続審議）とすることに決しました。事務局において調整されますようお願いいたします。続きまして、審議表番号3番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局長補佐 | 8ページをお願いいたします。 農地法第3条関係審議表番号3 申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇外1筆 地目：畑 地積計：1,657m ² |

| | |
|--------|--|
| 事務局長補佐 | <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 77歳 申請人譲渡人：〇〇市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇 79歳 譲受人耕作地自作地：27,099㎡ 借入地：185,558.54㎡ 計212,657.54㎡ 貸付地：なし 申請事由：規模拡大 譲渡人耕作地自作地：1,657㎡ 借入地：なし 計1,657㎡ 貸付地：957㎡ 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転贈与</p> <p>嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>続いて、地区担当：有田推進委員に説明をお願いいたします。</p> |
| 有田推進委員 | <p>令和2年6月9日に〇〇〇〇〇〇〇の方が説明に来られました。〇〇氏は、〇〇〇〇〇の社長をされていたとのことですが、現在は、〇〇県に在住されています。現地の維持管理が困難なためと石垣の崩壊など近隣の住民からのクレームもあり、〇〇氏に相談し、贈与されることになったとのこと。贈与の理由は、隣同士に住んでいたからとのこと。特に問題はないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議表番号3番について質問はございませんでしょうか。</p> |
| 会場 | <p>【なしの声】</p> |
| 議長 | <p>質問がないようですので、採決に入ります。審議表番号3番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。</p> |
| 会場 | <p>【全員挙手】</p> |
| 議長 | <p>賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議表番号4番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局長補佐 | <p>11ページをお願いいたします。 農地法第3条関係審議表番号4 申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇 〇〇番地 地目：畑 地積：1,288㎡ 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇 74歳 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇〇 83歳 譲受人耕作地自作地：15,611㎡ 借入地：なし 計15,611㎡ 貸付地：なし 申請事由：規模拡大</p> |

| | |
|--------|---|
| 事務局長補佐 | 譲渡人耕作地自作地：1,329 m ² 借入地：なし 計：1,329 m ² 貸付地：4,103 m ² 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転売買 |
| | 嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m ² をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。 |
| 議長 | 続いて、地区担当：有田推進委員に説明をお願いいたします。 |
| 有田推進委員 | 令和2年5月22日に行政書士の〇〇氏が説明に来られました。現地は国道322号線に面しており、10年ほど前から売りに出されていましたが、ようやく買い手が見つかったとのことでした。〇〇氏は宅地にはせず、現在の畑のまま利用するとのことでした。特に問題はないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。 |
| 議長 | 事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議表番号4番について質問はございませんでしょうか。 |
| 会場 | 【なしの声】 |
| 議長 | 質問がないようですので、採決に入ります。審議表番号4番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。 |
| 会場 | 【全員挙手】 |
| 議長 | 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。審議表番号1番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局長補佐 | 14ページをお願いいたします。 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和2年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修 農地法第5条第1項関係審議表番号1 申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇 登記地目：田 現況地目：田 地積：1,434m ² 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇 〇 代表取締役 〇〇〇〇 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 |

| | |
|--------|--|
| 事務局長補佐 | <p>転用目的：資材置場 契約の種類：所有権移転売買 農地区分：第1種農地 この申請は、第1種農地の転用の不許可の例外である既存施設の面積の2分の1以内に該当いたします。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>続いて、地区担当：藤春推進委員に説明をお願いいたします。</p> |
| 藤春推進委員 | <p>譲受人が現在使用している資材置場が手狭になったので、北側の隣接地に資材置場を拡張するために農地を購入しようとしてされています。去年まで〇〇〇〇氏が耕作されておりました。特に問題はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議表番号1番について質問はございませんでしょうか。</p> |
| 会場 | <p>【なしの声】</p> |
| 議長 | <p>質問がないようですので、採決に入ります。審議表番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。</p> |
| 会場 | <p>【全員挙手】</p> |
| 議長 | <p>賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思ひます。続きまして、審議表番号2番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局長補佐 | <p>農地法第5条第1項関係審議表番号2 申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇〇 〇〇〇番地〇 登記地目：田 現況地目：田 地積：276m² 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的：一般住宅建設 契約の種類：所有権移転贈与 農地区分：第2種農地 この申請は、土地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり問題はないと思われまます。 以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>続いて、地区担当：藤島推進委員に説明をお願いいたします。</p> |
| 藤島推進委員 | <p>農事区長をしていた3月に、行政書士の方が来られて説明を受けました。農業用水路が入口にかかるので農事区長として使用許可をしましたが、暗渠になった部分が詰まると、責任もって対応するよう条件を付けて許可しました。贈与を受けるのは、所有者の孫にあたる方です。特に問題はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。</p> |

| | | |
|--------|---|---|
| 議 | 長 | 事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議表番号 2 番について質問はございませんでしょうか。 |
| 会 | 場 | 【なしの声】 |
| 議 | 長 | 質問がないようですので、採決に入ります。審議表番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。 |
| 会 | 場 | 【全員挙手】 |
| 議 | 長 | 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思えます。 続きまして、議案第 19 号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。なお、本案については利用権設定 15 番及び 17 番が議事参与の制限に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員さん、〇〇委員さんの退席をお願いします。 |
| 会 | 場 | 【委員退席】 |
| 議 | 長 | 事務局の説明を求めます。 |
| 事務局長補佐 | | 28 ページをお願いいたします。 議案第 19 号 農用地利用集積計画（案）の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。 令和 2 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修 34 ページをお願いいたします。(1) 利用権設定につきましては、新規で 33 件 128 筆 164,236m ² 、更新で 9 件 26 筆 38,656m ² 、計 42 件 154 筆 202,892 m ² の申請がっております。 続きまして、35 ページ (2) 利用権移転につきましては、8 件 26 筆 35,282 m ² の申請がっております。 以上でございます。 |
| 議 | 長 | 事務局の説明が終わりました。 本案についてご質問はございませんでしょうか。 |
| 山口委員 | | 〇〇〇〇〇氏の賃借料が 1,000 円となっておりますが、どういうことでしょうか。 |
| 事務局長補佐 | | 計画書は、農政係で受付けて取りまとめられ、農業委員会に提出されますので、申請時にこういった把握をしたかは、今は分かりかねますので、確認のうえ次回総会で報告させていただきます。 |

藤島推進委員 ○○○○氏の件で発言してよろしいでしょうか

議長 はい。どうぞ。

藤島推進委員 ○○○○氏は市内に勤められていることから、市内で畑がしたいということで農地を探されていました。3年前に私が推進委員をしていましたので、○○の荒地になっていた2,000㎡弱の畑を紹介したのが始まりでした。今回も耕作をやってない半ば荒地のようなところで、所有者が十分管理できていない農地です。賃借料については、全く払わないで借りるわけにはいかないとの思いから1,000円にされたと聞いています。

議長 よろしいでしょうか。

会場 【了承の声】

議長 ほかに質問はございませんでしょうか。

会場 【なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思えます。ここで○○委員さん、○○委員さんの入室をお願いします。

会場 【委員入室】

議長 続きまして、議案第20号平成31年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び議案第21号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので一括議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは36ページをお願いいたします。

議案第20号平成31年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

標記の件について農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取組みの点検・評価として別紙のとおり審議に付する。

令和2年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山修

本案は、昨年度の実績を取りまとめ、活動に対する評価を行うものです。それでは38ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、中段2の平成31年度の目標及び実績につきましては、集積目標853.3haに対し、集積実績は、770.3haとなっております。活動に対する評価につきましては、遊休農地の耕作者の意向調査を行ったが、賃借可能な農地の掘り起こしや担い手への利用集積の調整にまでは至らなかったとしております。

続きまして、39ページの新規参入者の状況でございますが、中段2の平成31年度の目標及び実績につきましては、参入目標2経営体に対し、参入実績4経営体となっております。活動に対する評価につきましては、新たな農業参入者への相談活動や支援体制を整えることができなかった。普及指導センターとの情報交換等も実施できなかったとしております。

続きまして、40ページの遊休農地についてでございますが、中段2の平成31年度の目標及び実績につきましては、解消目標10.1haに対し解消実績2.5haとなっております。活動に対する評価につきましては、農地パトロールを実施するものの、実態把握のみで解消に向けての取組みはあまりできなかったとしております。

続きまして、41ページの違反転用への対応についてでございますが、活動実績につきましては、無許可での土砂搬入が2件あったが、早期に対応して現状に復させることができたとなっております。活動に対する評価につきましては、違反転用を早期発見により防止することができた。今後も農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的なパトロールにより違反転用の発生を防止したいとしております。

42ページから44ページにつきましては、農業委員会の事務の実施状況となっております。ご確認をお願いいたします。

議案第20号につきましては以上でございます。

引き続き、議案第21号についてご説明いたします。45ページをお願いいたします。

議案第21号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
標記の件について農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な活動計画として別紙のとおり審議に付する。

令和2年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山修

本案は、昨年度の実績を基に作成した今年度の目標及び活動計画です。47ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積についてでございますが、集積目標851.8ha、うち新規集積面積81.5haとなっております。現状を考えると非常に高い目標となっておりますが、目標設定の考え方によって設定しますと、このような目標になります。今後、現状に即した見直しも必要ではないかと考えております。続きまして新規参入の促進についてでございますが、参入目標数2経営体、参入目標面積2.0haとなっております。48ページをお願いいたします。遊休農地についてでございますが、解消目標10.1haとなっております。8月から9月にかけて農地パトロールを実施し、11月に利用意向調査を行いたいと思います。違反転用への対応についてでございますが、活動計画につきましては、違反転用防止の周知活動と農地パトロールによる違反転用の早期発見により発生防止に努める。農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的なパトロールを実施するとしております。

事務局長補佐 議案第20号及び議案第21号については、以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。質問はございませんか。

縄田（緑）委員 37ページにあります農業者数で嘉麻市の女性の農業就業者の割合を出しますと49.2%になります。また、全国の女性農業委員の割合は12.1%となっています。嘉麻市の女性農業委員の割合は、全国より少し高い13.3%となっています。農業の現場での女性の割合に応じた農業委員会の構成になって欲しいと思いますが、せめて3割の4.5人くらいが農業委員になれるようにご理解とご協力をお願いします。

議長 ほかに質問はございませんか。

縄田（緑）委員 違反転用の2件はどこだったのでしょうか。

事務局長補佐 ○○○で1件と○○○で1件でございます。

議長 ほかに質問はありませんか。

会場 【なしの声】

議長 それでは、議案第20号及び第21号については、それぞれ原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、議案第20号及び議案第21号につきましては、原案のとおり決定し、市のホームページに公表することにいたします。
続きまして、議案第22号 農用地利用集積計画（案）の決定に係る訂正についてを議題といたします。なお、本案については、報告事項（1）農地法第18条関係報告書の訂正についてと関連がありますので、併せて事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 49ページをお願いします。
議案第22号 農用地利用集積計画（案）の決定に係る訂正について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の訂正について審議に付する。
令和2年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

50ページをお願いいたします。平成31年第5回総会 議案第16号における嘉麻市農用地利用集積計画正誤表の下段の誤りの項をお願いいたします。受け手○○○○氏、出し手○○○氏の利用権設定、○○○字○○○ ○○○番地外3筆計7,820㎡のうち上から3番目の○○○番地○の利用権設定が誤りでありましたので訂正をお願いするものです。それでは、55ページをお願いいたします。平成31年度第5回

事務局長補佐 総会 通知第 4 号における農地法第 18 条関係報告書正誤表でございます。本件の利用権は、正誤表の下段の誤りの項にありますとおり、〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地外 3 筆の賃貸人：〇〇〇氏、賃借人：〇〇〇〇氏の利用権を合意解約のうえ行われたものでありましたが、事務の過程で〇〇〇番地〇は契約期間が異なるため、本件の合意解約に含めることができないことが分かりました。そのため〇〇〇番地〇につきましては、合意解約をせずに期間の終了を待って改めて申請していただき利用権設定をしております。本日お配りした参考資料をご覧ください。修正後のようになるよう適正な手続きを改めて行ったにもかかわらず、第 5 回総会の議案関係の修正を行っていませんでした。資料の修正前のおり総会の議決上において二重の利用権がされている状態になっていますので、今回、〇〇〇番地〇に係る合意解約及び利用権設定の訂正をお願いするものです。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問はありませんか。

梶原委員 当該農地は、今回も利用権が出ているようですが、どういうことでしょうか。

事務局長補佐 〇〇氏が所有する農地の利用権の終期を揃えるために、合意解約をされたうえで、改めて利用権が出されています。

議長 ほかには質問はありませんか。

会場 【なしの声】

議長 それでは、議案第 22 号については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 よって本案は、原案のとおり決定しました。
続きまして、通知第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは 51 ページをお願いいたします。
通知第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和 2 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

54 ページをお願いいたします。58 筆 56,892 m²の通知が出ております。
以上でございます。

議長 本件は報告のみでございます。続きまして、会議次第 5 番報告事項（2）農業振興地域整備計画変更における事業内容の変更についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

| | |
|---------|---|
| 事務局長補佐 | 市長部局より農業振興地域整備計画変更案に関する意見照会があり、平成30年第9回総会において審議されました嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番〇の事業内容について、「建売住宅（モデルハウス）」から「建売住宅」にするとの報告が転用事業者の有限会社〇〇〇〇〇から農林振興課農政係にありましたのでご報告いたします。 |
| 議 長 | 本件は報告のみでございます。続きまして、本日追加で配布いたしました報告事項（3）農地法第5条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。 |
| 事務局長補佐 | 本日、配布いたしました農地法第5条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書をお願いいたします。昨日、6月9日に飯塚県土整備事務所から提出されましたので追加で報告させていただきます。場所につきましては、〇〇字〇〇〇〇 〇〇〇番地〇、地目は、台帳・現況共に田、面積200.1㎡、所有者：〇〇〇〇、耕作者：〇〇〇〇でございます。転用事業の内容につきましては、芥田川河川災害復旧工事の資機材搬出入路として使用するため、仮設道路を設置するものであります。転用期間は、令和2年4月1日から6月30日までとなっております。以上でございます。 |
| 議 長 | 本件は報告のみでございます。 最後に、会議次第6番 その他に移らせていただきます。 会計報告について山田委員に報告をお願いします。 |
| 山 田 委 員 | 【会計報告】 |
| 議 長 | 会計報告が終わりました。続きまして事務局の説明をお願いいたします。 |
| 事務局長補佐 | その他について 【次回総会の日程について】 【農用地利用状況調査（農パト）説明会の開催について】 以上でございます。 |
| 議 長 | 委員さんから何かご質問はございませんでしょうか。 |
| 会 場 | 【なしの声】 |
| 事務局長補佐 | 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。 |
| 副 会 長 | 以上をもちまして、令和2年第6回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします。 |

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

3 番委員

4 番委員
